

＜参考資料＞

⑥給与所得の計算

給与収入の合計額 A	給与所得
～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	A-650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	A ÷ 4=B B × 2.8-80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(千円未満切捨) B × 3.2-440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	A × 0.9-1,100,000円
8,500,000円 ～	A-1,950,000円

⑦公的年金等の雑所得の計算※

受給者の年齢	年金等収入の合計額 A	所得額
65歳未満 S36.1.2以後生	130万円未満	A-60万円
	130万円以上410万円未満	A × 75%-27万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85%-68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95%-145万5千円
	1,000万円以上	A-195万5千円
65歳以上 S36.1.1以前生	330万円未満	A-110万円
	330万円以上410万円未満	A × 75%-27万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85%-68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95%-145万5千円
	1,000万円以上	A-195万5千円

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

⑬医療費控除の計算

選 択 制	従来の医療費控除:限度額200万円 控除額=負担額-総所得金額等の5%(限度額10万円)	
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例):限度額8万8千円 控除額=特定一般用医薬品等の購入負担額-1万2千円	

⑯生命保険料控除の計算

契約区分	支払金額	控除額
旧契約	15,000円以下	支払金額の全額
	15,000円を超えて40,000円以下	支払金額 × 1/2 + 7,500円
	40,000円を超えて70,000円以下	支払金額 × 1/4 + 17,500円
新契約	70,000円を超える	一律 35,000円
	12,000円以下	支払金額の全額
	12,000円を超えて32,000円以下	支払金額 × 1/2 + 6,000円
一般の生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	32,000円を超えて56,000円以下	支払金額 × 1/4 + 14,000円
	56,000円を超える	一律 28,000円

※「新・旧契約」は保険会社等から送付された控除証明書に記載しています。
限度額は合計で70,000円です。

⑰地震保険料控除の計算

	支払金額	控除額
地震保険	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円を超える	25,000円
旧長期 損害 保険	5,000円以下	支払金額の全額
	5,000円を超えて15,000円以下	支払金額 × 1/2 + 2,500円
	15,000円を超える	10,000円

※地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合、限度額は合計で25,000円です。

⑯ひとり親・寡婦控除

控除の種類	配偶関係	扶養親族等	控除額
ひとり親控除	未婚のひとり親 死別 離別	生計を一にする子	30万円
寡婦控除	死別 離別	なし 子以外を扶養 子以外を扶養	26万円

令和8年度 市民税・県民税の申告について

この申告書は、令和7年中(令和7年1月1日から12月31日まで)のあなたの収入や生活状況をお聞きするものです。この用紙をよくお読みになって、申告していただきますようお願いします。

申告の必要な方

令和8年1月1日に西条市に住所がある方で

1. 令和7年中に給与所得があり、勤務先等から西条市に給与支払報告書が提出されていない方(提出の有無は勤務先に確認してください)。

2. 令和7年中に以下の所得等があった方。例えば…

●事業所得(自営業、漁業、保険外交、内職、農業等) ●不動産所得(地代、家賃等)

●雑所得(個人年金、講師謝礼等) ●一時所得(生命保険や損害保険の満期(解約)返戻金等)

※年末調整済の給与所得があり、給与所得以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

3. 失業、退職等で収入が全くなく、市外在住者の扶養になっている方もしくは誰の扶養にもなっていない方(「収入がなかった」という申告をしてください)。

4. 収入が非課税所得(遺族年金、障害年金等)のみで、市外在住者の扶養になっている方もしくは誰の扶養にもなっていない方(「課税所得がなかった」という申告をしてください)。

申告をしなくてもよい方

1. 税務署へ令和7年分の所得税の確定申告書を提出される方。※この申告書では所得税の申告はできません。

2. 令和7年中の所得が給与所得のみで、勤務先から西条市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先に確認してください)。

3. 令和7年中の所得が公的年金のみの方。

※上記2. 3. に該当しても、各種控除等(医療費控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除等)を受けようとする方は申告が必要です。

郵送申告

★課税課からのお願い

申告には便利な郵送申告をご利用ください(申告会場での申告は長時間お待ちいただかうになります)。申告書と必要な書類を返信用封筒にて西条市役所課税課へ送付してください。

※下記の添付書類を必ず同封してください。添付書類がない場合は控除が適用できません。

郵送申告の添付書類

①申告者本人及び被扶養者のマイナンバーカード等の身元確認書類等の写し

②【給与・公的年金収入がある方】…令和7年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票の写し

③【事業収入(農業・営業等)や不動産収入がある方】…令和7年中の収入や経費を集計した収支内訳書

※帳簿、領収書、支払証明書等を確認して作成してください。作成に使用した資料は同封せずにご自身で保管しておいてください。収支内訳書は、西条市役所課税課、西部支所総務管理課税務係に備えてあります。

④【生命保険等の個人年金、満期(解約)返戻金収入がある方】…保険会社等が発行した申告用支払証明書等の写し

⑤各種控除証明書・明細(写しを添付してください)

※控除額の計算が困難な場合は下記証明書の写し・明細を添付してください。控除額は市が計算します。

医療費控除 医療費控除の明細書(領収書はご自身で5年間保管しておいてください)

社会保険料控除 国民健康保険税(料)、任意継続した健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の支払額を証明する書類(証明書または領収書)

小規模企業共済等掛金 小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく個人型加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額を証明する書類

生命・地震保険料控除 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険の控除証明書

勤労学生控除 本人の学生証

扶養控除(国外居住者) 被扶養者が国外居住の場合、親戚関係を証明する書類及び留学や送金等を証明する書類。詳しくは課税課までお問い合わせください。

障害者控除 本人や扶養親族の障害者手帳し、障害者控除対象者認定書

寄附金の受領書(対象団体は以下のとおり)

●都道府県、市区町村(総務大臣が指定するもの)●愛媛県共同募金会、日本赤十字社愛媛県支部●愛媛県、西条市の条例で指定された団体●災害義援金等

お問い合わせ先

西条市役所 課税課市民税係
TEL 0897-56-5151(内線:2262・2263・2264・2268)

所得金額

課税対象となる収入が無かった場合は、申告書表面左下「5. 課税対象となる収入がなかった人」欄の1~7の該当する項目に記入してください。収入が無くても国民健康保険税等の算出に必要ですので、必ず提出してください。

- 収入金額…令和7年中に収入することの確定した金額を記入します。
- 必要経費…収入を得るための経費に限られ、日常家事に要した生活費は含みません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費等を差し引いた金額を記入します。

事業	⑦① 営業等	製造業、建築業、小売業、飲食店業、サービス業等の営業や医師、弁護士、外交員等の自由職業または畜産業、漁業等の農業以外の事業から生ずる所得
	⑦② 農業	米、麦、野菜、花、果樹、まゆ等の栽培もしくは生産または農家が兼営する畜産、家きん等の育成、肥育、採卵もしくは酪農品の生産等の事業から生ずる所得
	⑦③ 不動産	土地や建物等の不動産の貸付け、借地権等の不動産の上に存する権利の設定及び貸付け、船舶や飛行機の貸付けから生ずる所得

個人で事業や不動産貸付け等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

⑦④ 利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得。
⑦⑤ 配当	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)の収益の分配等に係る所得 上場株式等の特別配当等は、道府県民税配当割が特別徴収され、原則申告不要です。所得税の確定申告をした場合は、所得割を算定し、配当割額を控除します。

⑦⑥ 給与	給料、賃金、賞与等の所得 ⑦ 給与収入金額…源泉徴収票の支払金額欄の金額 ⑥ 給与所得金額…給与所得の計算表から計算します。 なお、下記の項目に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。 ① 給与等の収入金額が850万円を超える場合 1 本人が特別障害者に該当する。 2 年齢23歳未満の扶養親族を有する。 3 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。 該当する場合は申告書裏面の「15. 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入します。 算出式 所得金額調整控除 = {給与収入金額(上限1,000万円)-850万円} × 10% ② 給与所得(10万円を超える場合には、10万円)及び公的年金等所得(10万円を超える場合には、10万円)の合計額が10万円を超える場合、合計額から10万円を控除した残額が総所得金額を算出する際に給与所得の金額から控除します。 算出式 所得金額調整控除 = {給与所得(上限10万円) + 公的年金所得(上限10万円)} - 10万円 ①と②の両方該当する場合、①の算出後の給与所得を用いて、②の算出します。

⑦⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、公務員の共済年金、恩給等の所得 ⑦ 公的年金等収入金額…源泉徴収票の支払金額欄の金額 ⑦ 公的年金等の雑所得金額…公的年金等の雑所得の計算表から計算します。
⑦⑧ 業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等による所得
⑦⑨ その他	生命保険等の年金(個人年金、相続年金)、暗号資産取引等の公的年金等の雑所得及び業務に係る雑所得以外のものによる所得

⑦⑩ 総合譲渡・一時	③・④ 総合譲渡所得…機械・ゴルフ会員権・特許権・書画・骨董・貴金属等の資産の譲渡による所得 ・短期…資産の保有期間が5年以内。 ・長期…資産の保有期間が5年を超える。 (特別控除額は最大50万円 長期と短期の両方がある場合は短期から優先的に控除)
	⑤ 一時所得…生命保険等の満期(解約)返戻金、懸賞当選品、競馬・競艇の払戻金等、一時的な性質の所得 (特別控除額は最大50万円)

※配当、給与(源泉徴収票のない方)、業務雑及びその他雑、総合譲渡、一時所得については、必ず申告書裏面の「9. 配当所得」「7. 給与収入」「12. 公的年金等以外の雑所得」「13. 総合譲渡所得・一時所得」欄も記入します。
※分離所得(土地建物等の譲渡、株式等の譲渡、先物取引等)があった方は、税務署へ確定申告をしてください。

所得控除(控除額の計算が困難な場合は証明書等の写しの添付のみでかまいません)

「3. 所得から差し引かれる金額」の⑪~⑯欄の該当箇所を記入し、4ページ<参考資料>を参照に計算ができれば「4. 所得から差し引かれる金額」の⑪~⑯欄を記入します。

各種控除を受ける場合、証明書等の写しが必要です。郵送申告の場合、必ず同封してください。添付書類がない場合は控除が適用できません。

⑯ 雜損控除	災害や盗難等で住宅や家財に損害を受けた場合の控除
⑯ 医療費控除	一年間に支払った医療費が一定額以上の場合の控除(医療費控除の明細書が必要) ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のいずれか一方を選択
⑯ 社会保険料控除	国民健康保険税(料)、任意継続保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料等(証明書または領収書の写しが必要) ※年金天引きの各種保険料(税)、西条市に支払った各種保険税(料)は証明書、領収書の写しは不要
⑯ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、個人型確定拠出年金掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済掛金等(申告用支払証明書の写しが必要)
⑯ 生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料(申告用支払証明書の写しが必要)
⑯ 地震保険料控除	地震保険料または旧長期損害保険料(申告用支払証明書の写しが必要)
⑯ ひとり親・寡婦控除	ひとり親控除 現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない場合の控除 寡婦控除 ①または②に該当し、前年の合計所得金額が500万円以下で、ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない場合の控除 ①夫と離別した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族(前年の合計所得金額が58万円以下)を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者または、夫の生死が明らかでない者 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者とは、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある者です。
⑯ 勤労学生控除・未成年	勤労学生控除 学生等で自己の勤労に基づく給与所得があり、合計所得金額が85万円以下(うち勤労に基づく給与所得以外の所得が10万円以下)の場合の控除(証明書の写しが必要)。 未成年(令和8年1月1日現在、18歳未満)の者
⑯ 障害者控除	本人または扶養親族が障害者の場合の控除。障害の程度が重度の場合は特別障害者となります。
⑯ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者控除 本人(合計所得金額が1,000万円以下)と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円以下である場合の控除 配偶者特別控除 1,000万円以下)の控除対象配偶者に該当しない配偶者(事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円を超えて133万円以下である場合の控除 同一生計配偶者 本人(合計所得金額が1,000万円超)と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円以下である場合に該当
⑯ 扶養控除	扶養している親族(事業専従者を除く合計所得金額が58万円以下の方)がある場合の控除 別居の親族がいる場合は申告書裏面の「10. 別居の扶養親族等」欄に記入します。国外居住の場合は該当する番号に○をつけてください(親戚関係を証明する書類、送金を証明する書類等の写しが必要)。
⑯ 特定親族特別控除	本人と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、事業専従者除く)で合計所得金額が58万円を超えて123万円以下である場合の控除
⑯ 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の場合、控除額は43万円 2,400万円を超えると段階的に下がり、2,500万円を超えると適用外 ※⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯の控除金額については、4ページ<参考資料>にあります。
寄附金税額控除	申告書裏面の「14. 寄附金(受領書を添付)」欄に記入します(寄附金の受領書の写しが必要)。 ・都道府県・市区町村(総務大臣が指定するもの)に対する寄附金 ・愛媛県共同募金会、日本赤十字社愛媛県支部に対する寄附金 ・愛媛県、西条市の条例で指定された団体等への寄附金 ・災害義援金